

# 伊佐市農業委員会 3 回総会議事録

1. 開催日時 令和元年 5 月 30 日（木）午前 9 時 00 分から 11 時 20 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (25 人)

会 長 13 番委員  
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1 番委員	8 番委員	1 番推進委員	10 番推進委員
2 番委員	9 番委員	2 番推進委員	11 番推進委員
3 番委員	10 番委員	3 番推進委員	12 番推進委員
4 番委員	11 番委員	4 番推進委員	13 番推進委員
5 番委員	12 番委員	5 番推進委員	14 番推進委員
6 番委員		6 番推進委員	15 番推進委員
7 番委員			

4. 欠席委員 (3 人)

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名 6 番委員 7 番委員
- 第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について  
議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について  
議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る決定について  
議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る決定について  
議案第 5 号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和元年度 第3回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆様おはようございます。  
田植えの時期になってまいりました。  
去年、硫黄山の関係で菱刈地区は水稻を作らないという方針できたわけですが、今年度は、県の方で水門の自動装置を作っていただきまして、今、用水路の方に水がどんどん入ってきて、本年度は田植えができる状況になっております。  
今から田植えが忙しくなっていくと思います。体に気を付けて活動をしていただければありがたいと思います。  
本日は全員出席で13名です。規定に達しておりますので、総会は成立いたします。  
本日の議事録署名委員を、指名いたします。  
6番農業委員と7番農業委員に、お願いいたします。  
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。  
資料の1ページから11ページになります。  
農地法による解約が2件、田7筆、畑2筆です。  
農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が37件、田74筆、畑14筆です。以上報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長	<p>なしということですので、只今から議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。</p> <p>この議案につきましては、10番農業委員が譲受人となっていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>関係議案が終了後、入室着席をお願いします。</p> <p>(10番農業委員退席)</p>
議長	<p>事務局の報告を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、所有権移転につきましてご説明申し上げます。</p> <p>12ページをご覧ください。</p> <p>番号1番の譲渡人は、伊佐市大口小木原に居住されているSSさん74歳です。</p> <p>譲受人は、伊佐市大口小木原に居住されている認定農業者MHさん66歳で、経営面積は田135,617㎡、畑957㎡の合計136,574㎡であります。</p> <p>土地の所在地は、伊佐市大口小木原字十王ノ前200番1で、地目は田、地積は1,337㎡で、ナフコ大口店から北東へ約1kmの圃場整備地区に位置し、良く管理された田であります。</p> <p>番号2番の譲渡人は、東京都文京区小日向に居住されているOKさん外1名です。</p> <p>譲受人は、伊佐市大口大田に居住されている認定農業者THさん55歳で、経営面積は田165,802㎡、畑1,739㎡の合計167,541㎡であります。</p> <p>土地の所在地は、伊佐市大口大田字高柳牟田1012番外2筆で、地目は田、地積は合計3,019㎡で、ナフコ大口店から北西へ約900mに位置し、良く管理された田であります。</p> <p>続きまして、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定のうち、貸借につきましてご説明申し上げます。</p> <p>23-1ページをご覧ください。</p> <p>期間は2年から20年で、面積は田228,437㎡、畑5,341㎡の計234,577㎡です。利用権を設定する者の数56名、利用権の設定を受ける者の数29名です。</p> <p>土地の詳細につきましては、13ページ番号1から23ページ番号56の</p>

とおりで。以上説明を終わります。  
ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
議案第1号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。  
ここで、10番農業委員の入席をお願いします。

(10番農業委員入席)

議 長 10番農業委員、許可が決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。

整理番号1番から10番まで、一括で報告をお願いします。

ご意見、ご質問は、全ての報告終了後お願ひいたします。

整理番号1番、2番について、譲受人が同一ですので一括で報告をお願いします。1番農業委員の報告を求めます。

1 番 整理番号1番、2番について、譲受人が同一ですので一括で報告をいたし  
農 業 委 員 ます。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る5月19日に現地調査を行いましたので、私1番が報告いたします。

申請人 HDさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は41歳です。

渡し人 HMさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は68歳です。二人は親子になります。

申請地は、伊佐市大口宮人字芹牟田1132番5外5筆で、地目は田、地積合計4,316㎡で、所有権移転贈与であります。

受人は新規就農者で今回の贈与分4,316㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、営農計画書等が添付してあります。

続きまして、整理番号2番につきまして、去る5月19日に現地調査を行いましたので、私1番が報告いたします。

申請人 HDさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は41歳です。

渡し人 OKさんは、伊佐市大口大島に居住され、年齢は66歳です。

申請地は、伊佐市大口宮人字東迫431番6外2筆で、地目は畑、地積合計1,002㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は整理番号1番の贈与分4,316㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約30mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、営農計画書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号3番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る5月23日現地調査を行いましたので、私12番が報告いたします。

申請人 YTさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は22歳です。

渡し人 MHさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は91歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字宮之元3351番1外1筆で、地目は田、地積は合計4,894㎡で、所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は15,422㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しな

いと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいしませ、私の報告を終わります。

議長

整理番号4番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る5月24日現地調査を行いましたので、私7番が報告をいたします。

申請人 WRさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は55歳です。

渡し人 TAさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は48歳です。

申請地は、伊佐市菱刈重留字井之上1211番1外3筆で、地目は田、地積は合計4,394㎡で、所有権移転売買です。

受人は新規就農者で今回の売買分4,394㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、営農計画書等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいしませ、私の報告を終わります。

議長

整理番号5番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る5月27日に現地調査を行いましたので、私11番が報告いたします。

申請人 YYさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は56歳です。

渡し人 YTさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は81歳です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字羽作51番1外7筆で、地目は田、地積は合計6,064㎡で、荒田字中水流4234番126で、地目は畑、地積は1,668㎡で、8筆合計7,732㎡の有権移転贈与であります。

受人は新規就農者で今回の売買分7,732㎡で、取得可能面積です。農業従事者は2名で、通作距離は約2kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、営農計画書等が添付されております。  
委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号3番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る5月26日に現地調査を行いましたので、私6番が報告いたします。

申請人 IOさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は58歳です。

渡し人 IHさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は89歳です。

申請地は、伊佐市大口原田字高田1576番1外9筆で、地目は田、地積は合計6,772㎡で、所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は1,457㎡ですが、今回の贈与分6,772㎡を加え8,229㎡となり取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号7番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番について、去る5月24日に現地調査を行いましたので、私4番が報告をいたします。

申請人 KYさんは、伊佐市大口大島に居住され、年齢は56歳です。

渡し人 STさんは、薩摩川内市祁答院町に居住され、年齢は70歳です。

申請地は、伊佐市大口針持字狩田4471番1外1筆で、地目は田、地積は合計1,775㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は4,280㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約2kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号8番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番につきまして、去る5月24日に現地調査を行いましたので、私4番が報告いたします。

申請人 KSさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は60歳です。

渡し人 STさんは、薩摩川内市祁答院町に居住され、年齢は70歳です。

申請地は、伊佐市大口針持字高野原1383番で、地目は畑、地積は1,068㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は19,435㎡で取得可能面積です。農業従事者は3名で、通作距離は約200mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号9番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号9番につきまして、去る5月24日に現地調査を行いましたので、私10番が報告いたします。

申請人 KZさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は39歳です。

渡し人 HTさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は70歳です。

申請地は、伊佐市大口大田字ツツジ山2099番4で、地目は畑、地積は428㎡で、所有権移転贈与であります。

二人は血縁関係はありませんが、東さんは畑を管理するだけで、作物を栽培することなく、またまた道路を隔てた反対側にネギ用の倉庫を建てた川原さんに、ぜひ頑張ってもらいたいとの思いから贈与されたそうです。

受人の経営面積は40,290㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1.2kmで、現況は良く完備された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。  
委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号10番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号10番につきまして、去る5月24日に現地調査を行いましたので、私2番が報告いたします。

申請人 ASさんは、伊佐市大口目丸に居住され、年齢は67歳です。

渡し人 TTさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は78歳です。

申請地は、伊佐市大口篠原字熊田317番で、地目は田、地積は2,318㎡の所有権移転売買です。

受人の経営面積は17,304㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約3kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番から整理番号10番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって整理番号1番から整理番号10番については許可が決定いたしました。

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数10件について、10件の許可が処分決定しました。

議案第3号

議長 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る5月24日、申請人 TSさん立会いのもと、7番推進委員、私5番農業委員の2名で共同調査をしましたので、5番が報告いたします。

申請人は、TSさんは伊佐市大口里に居住され、年齢は48歳です。

申請地は、伊佐市大口里字羽祢田島2375番1、地目は田、地積は949㎡で、農地区分は第1種農地で転用目的は農業用資材置場として利用となっております。

所在地は、大口高校から北へ約300mに位置しており、東側は宅地、西側は田、南側は農道、北側は市道で周囲に与える影響はないと思われま

す。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求め

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号2番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番  
農業委員

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る5月24日、申請人の父親のSSさん立会いのもと、8番推進委員、11番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、10番が報告いたします。

申請人は、SKさんは伊佐市大口鳥巢に居住され、年齢は30歳です。

申請地は、伊佐市大口大田字稻荷ノ後2151番1、地目は田、地積は1,393㎡で、農地区分は農用地区域内農地で転用目的は牛舎及び堆肥舎として利用となっております。

所在地は、高隅温泉から南へ約1kmに位置しており、南側は畑、東側も畑、北側も畑、西側は牛舎で周囲に与える影響はないと思われま

す。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長

10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。

よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議長

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数2件について、処分決定2件が処分決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について

て、整理番号1番について、9番農業委員の報告を求めます。

9 番  
農 業 委 員

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る5月24日、申請人の代理人 M 行政書士立会いのもと、1推進委員、私9番農業委員の2名で共同調査をしましたので、9番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈徳辺に居住されている MTさんで、自治会は新町で年齢は74歳です

譲渡人は、鹿児島市西伊敷に居住されている TAさんで、市外住民です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は資材置場となっております。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字堂田2467番外1筆で、地目は田、地積は合計1,204㎡であります。

所在地は、菱刈庁舎から東へ約1.2kmに位置しており、国道268号を挟んで、2467番と2468番に分かれており、2467番は北側の宅地と隣接しており、2468番は、東側は国道、北側は道路を挟んで宅地、南側は宅地、西側も宅地あり、周囲に与える影響はないと思われま

す。添付書類として、全部事項証明書、Tさんの住民票、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長

9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議 長	整理番号2番について、5番農業委員の報告を求めます。
5 番 農 業 委 員	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る5月24日、譲渡人の息子さんであるTYさん立会いのもと、7番推進委員、私5番農業委員の2名で共同調査をしましたので、5番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、伊佐市大口里に居住されているYMさんで、年齢は32歳です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市大口小木原に居住されているTSさんで、年齢は70歳です。</p> <p>本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第3種農地で、転用目的は一般住宅となっております。</p> <p>申請地は、伊佐市大口里字五反田3089番1で、地目は田、地積は273㎡であります。</p> <p>所在地は、元気こころ館から東へ約300mに位置しており、東側は宅地と田、西側は田、南側は宅地、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われま。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は、処分決定いたしました。</p>

議 長	整理番号3番について、12番農業委員の報告を求めます。
12番 農業委員	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る5月24日、申請人の代理人 T 行政書士立会いのもと、1番農業委員、2番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査をしましたので、12番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、長崎市出島町に居住されている SSさんで、市外住民です。</p> <p>譲渡人は、大阪府羽曳野市誉田に居住されている MKさんで、市外住民です。</p> <p>本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設となっております。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈荒田字西川3222番17で、地目は畑、地積は1,211㎡であります。</p> <p>所在地は、本城小学校より西へ約2kmに位置しており、南側は太陽光発電施設、東側は山林、北側も山林、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>太陽光発電事業であります。パネル設置枚数324枚、設置容量49.5kwを予定してあります。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、住民票等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については調査員・事務局の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>12番委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号3番は、処分決定いたしました。</p>

議 長	整理番号4番について、5番農業委員の報告を求めます。
5 番 農 業 委 員	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る5月24日、申請人の代理人T行政書士立会いのもと、7番推進委員、私5番農業委員の2名で共同調査をしましたので、5番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、伊佐市大口里に所在する 社会福祉法人 S福祉会 理事長HTさんです。</p> <p>譲渡人は、伊佐市大口里に居住されている HTさんで、年齢は89歳です。お二人は親子になります。</p> <p>本申請は、使用貸借権で、農地区分は第1種農地の集落接続施設の農地で、転用目的は駐車場として利用となっております。</p> <p>申請地は、伊佐市大口里字羽祢田島2426番1外1筆で、地目は田、地積は合計1,362㎡であります。</p> <p>所在地は、大口高校から北へ約200mに位置しており、東側は道路、西側は田、南側も田、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われまます。</p> <p>A保育園では、運動会、お遊戯会等での駐車場が不足し道路に駐車される方がいて、周辺の方々に迷惑をかけていたということで今回の申請になりました。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、社会福祉法人の定款、委任状等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長

全員挙手。  
よって整理番号4番は、処分決定いたしました。

議長

整理番号5番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番  
農業委員

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る5月24日、申請人の代理人 T 行政書士立会いのもと、1番農業委員、2番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、12番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈下手に居住されている YYさんで、年齢は56歳です。

譲渡人は、伊佐市菱刈下手に居住されている YTさんで、年齢は81歳です。二人は親子関係になります。

本申請は、所有権移転贈与で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は農業用倉庫として利用となっております。

申請地は、伊佐市菱刈下手字風呂元3298番5で、地目は畑、地積は278㎡であります。

所在地は、第一相互警備保障から東へ約1kmに位置しており、南側は県道、東側は宅地、北側は山林、西側は道路であり、周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、始末書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長

12番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。  
よって整理番号5番は、処分決定いたしました。

議長

整理番号6番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番  
農業委員

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号6番について、去る5月24日、申請人 Mさん代理 Mさん立会いのもと、4番農業委員、15番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査をしましたので、6番が報告いたします。

譲受人は、福岡県福岡市早良区田村に居住されている MMさんで、市外住民です。

譲渡人は、伊佐市大口針持に居住されている SHさんで、年齢は56歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設として利用となっております。

申請地は、伊佐市大口針持字松阪3732番1で、地目は畑、地積は1,391㎡であります。

所在地は、針持小学校より南へ約8kmに位置しており、南側は針持川、東側は田、北側は市道、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われれます。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数360枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長

6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号6番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

		(全員挙手)
議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号6番は、処分決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号7番について、5番農業委員の報告を求めます。</p>
5 農 業 委 員	番	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号7番について、去る5月24日、申請人 MAさん立ち合いのもと、7番推進委員、私5番農業委員の2名で共同調査をしましたので、5番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、伊佐市大口山野に居住されている MAさんで、年齢は54歳です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市大口山野に居住されている KEさんで、年齢は90歳です。</p> <p>本申請は、所有権移転売買で、農地区分は農用地区域内農地で、転用目的は農業用資材置場として利用となっております。</p> <p>申請地は、伊佐市大口山野字岩淵972番で、地目は田、地積は1,060㎡であります。</p> <p>所在地は、夢さくら館から南東へ約400mに位置し、東側は田、西側は河川敷地、南側も河川敷地、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>隣接地に、申請人所属の農業法人があり、その施設で米すりの際出る多量のモミ殻の保管及び車両の転回スペースとして利用するものです。</p> <p>添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p>

整理番号7番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号7番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号8番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号8番について、去る5月24日、申請人の代理人 T 行政書士立ち合いのもと、1番農業委員、2番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査をしましたので、12番が報告いたします。

譲受人は、京都府福知山市に居住されている KYさんで、市外住民です。  
譲渡人は、伊佐市大口針持に居住されている SKさんで、年齢は62歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は一般住宅として利用となっております。

申請地は、伊佐市大口堂崎字丸山146番1で、地目は畑、地積は560m<sup>2</sup>であります。

所在地は、旧羽月駅から南へ約500mに位置し、南側は市道、東側は雑種地、北側は宅地、西側も宅地であり、周囲に与える影響はないと思われ  
ます。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、理由書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願います。以上で報告を終わります。

議長 12番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号8番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求め

ます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。  
よって整理番号8番は、処分決定いたしました。

議 長

整理番号9番について、7番農業委員の報告を求めます。

7 番  
農 業 委 員

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号9番について、去る5月24日、申請人の代理人 株式会社Mの営業部長 OMさん竹下さん立会いのもと、3番推進委員、4番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、7番が報告いたします。

譲受人は、鹿児島市西別府町に所在する 株式会社S 代表取締役 MSさんで一般法人です。

譲渡人は、始良市池島町に居住されている YKさんで、市外住民です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設及び駐車場として利用となっております。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3178番3外3筆で、地目は畑、地積は合計1,666㎡であります。

所在地は、本城小学校から南へ約1kmに位置し、南側は畑と太陽光発電施設、東側も山林、北側は宅地、西側も道路であり、周囲に与える影響はないと思われます。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数324枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、理由書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長

7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号9番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号9番は、処分決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号10番について、9番農業委員の報告を求めます。</p>
9番 農業委員		<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号10番について、去る5月24日、株式会社EのTHさん立会いのもと、1番推進委員、私9番農業委員の2名で共同調査をしましたので、9番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、鹿児島市鷹師に所在する株式会社E代表取締役SKさんで、一般法人です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市菱刈前目に居住されているTSさんで、年齢は86歳です。</p> <p>本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設として利用となっております。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈前目字普春庵原5078番で、地目は畑、地積は655㎡であります。</p> <p>所在地は、菱刈庁舎から北西へ約1kmに位置し、南側は通路を挟んで畑、東側は農道、西側、北側は山林であり、周囲に与える影響はないと思われれます。</p> <p>太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数324枚、設置容量49.5kwを予定してあります。</p> <p>添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、会社の定款等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。</p>

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号10番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号10番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号11番、12番については、譲受人が同一で関連事業のため一括で報告をお願いします。6番農業委員の報告を求めます。
6 農 業 委 員	番	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号11番、12番について、去る5月24日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、4番農業委員、15番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査をしましたので、6番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、大阪府中央区道修町に所在する 株式会社E 代表取締役 K Kさんで、一般法人です。</p> <p>整理番号11番の譲渡人は、始良市宮島町に居住されている NSさんで、市外住民です。</p> <p>本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設として利用となっております。</p> <p>申請地は、伊佐市大口下殿字須和野463番1外1筆で、地目は畑、地積は合計992㎡であります。</p> <p>所在地は、羽月西小学校より西へ約5kmに位置し、東側は農道、西側は宅地、南側は道路、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>太陽光発電事業ですが、整理番号12番との合同事業でパネル設置枚数288枚、設置容量49.5kwを予定してあります。</p> <p>添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書等が添付されております。</p> <p>整理番号12番の譲渡人は、始良市西餅田に居住されている OMさんで、市外住民です。</p> <p>本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設として利用となっております。</p> <p>申請地は、伊佐市大口下殿字須和野463番2で、地目は畑、地積は1,</p>

020㎡であります。

所在地は、羽月西小学校より西へ約5kmに位置し、東側は農道、西側は宅地、南側は道路、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われ  
ます。

太陽光発電事業ですが、整理番号11番との合同事業でパネル設置枚数2  
88枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計  
画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であ  
ると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたし  
ます。以上で報告を終わります。

議 長 6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はござ  
いませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号11番、12番について、処分決定することに賛成の農業委員の  
挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号11番、12番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号13番から21番については、譲受人が同一で一体事業及び関連  
事業になりますので、一括で報告をお願いします。3番農業委員の報告を求  
めます。

3 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ  
議 案 農 業 委 員 員 いてのうち、整理番号13番から21番については一体事業のため一括で報  
告します。

去る5月24日、M株式会社2名、事務局2名の立会いのもと、2番農  
業委員、13番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をしましたので、  
3番が報告いたします。

譲受人は、鹿児島市西別府町に所在する MP株式会社 代表取締役 M  
Sさんで、一般法人です。

整理番号13番の譲渡人は、伊佐市大口篠原に居住されている MMさん  
で、年齢は72歳です。

申請地は、伊佐市大口篠原字城ケ尾1923番2外1筆で、地目は畑、地積は合計1,488㎡です。

整理番号14番の譲渡人は、鹿児島市吉野町に居住されている ZEさん  
で、市外住民です。

申請地は、伊佐市大口篠原字城ケ尾1931番2で、地目は畑、地積は856㎡です。

整理番号15番の譲渡人は、伊佐市大口篠原に居住されている OTさん  
で、年齢は81歳です。

申請地は、伊佐市大口篠原字城ケ尾1921番外3筆で、地目は畑、地積は合計2,075㎡です。

整理番号16番の譲渡人は、伊佐市大口篠原に居住されている TMさん  
で、年齢は63歳です。

申請地は、伊佐市大口篠原字城ケ尾1930番1外3筆で、地目は畑、地積は合計1,873㎡です。

整理番号17番の譲渡人は、霧島市国分名波町に居住されている KMさん  
で、市外住民です。

申請地は、伊佐市大口篠原字城ケ尾1922番1で、地目は畑、地積は637㎡です。

整理番号18番の譲渡人は、伊佐市大口篠原に居住されている IYさん  
で、年齢は76歳です。

申請地は、伊佐市大口篠原字城ケ尾1919番1で、地目は畑、地積は248㎡です。

整理番号19番の譲渡人は、伊佐市大口篠原に居住されている ITさん  
で、年齢は76歳です。

申請地は、伊佐市大口篠原字城ケ尾1919番で、地目は畑、地積は946㎡です。

整理番号20番の譲渡人は、伊佐市大口篠原に居住されている IAさん  
で、年齢は46歳です。

申請地は、伊佐市大口篠原字城ケ尾1922番3外2筆で、地目は畑、地積は合計1,441㎡です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設として利用となっております。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数3200枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

所在地は、大口中央中学校より東へ約1.5kmに位置し、東西南北山林で、周囲に与える影響はないと思われま

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、会社の定款、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 整理番号21番もお願いします。

3番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号21番について、去る5月24日、M株式会社2名、事務局2名の立会いのもと、2番農業委員、13番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、3番が報告いたします。

譲受人は、鹿児島市西別府町に所在するMP株式会社 代表取締役 MSさんで、一般法人です。

譲渡人は、大阪市東淀川区南江口に居住されているNKさんで、市外住民です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は通路して利用となっております。

申請地は、伊佐市大口篠原字城ケ尾1948番3で、地目は田、地積は105.03㎡であります。

所在地は、大口中央中学校より東へ約1.4kmに位置し、東側は排水路、西側は市道、南側は農道、北側は田で、周囲に与える影響はないと思われれます。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、会社の定款、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「はい」という声、多数あり。)

議長 はい。5番委員。

5 番 議案13番から20番の一体事業についてですが、周辺は全て山林と言われ  
農業委員 れていましたが、登記上の畑についても現況は山林だったんですか。

事務局 46ページの図面で説明しますが、1923番2に隣接して畑が3筆あり  
ますが、これについては全て非農地通知が出ている所になります。

5 番 はい。わかりました。  
農業委員

議長 外に、ご意見、ご質問はありませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号13番から21番について、処分決定することに賛成の農業委員  
の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号13番から21番は、処分決定いたしました。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につい  
て、申請件数21件について、処分決定21件が処分決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「非農地証明願」について提案いたします。  
整理番号1番について、7番農業委員の報告を求めます。

7 番 議案第5号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番につきまして  
農業委員 去る5月24日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、3番推進委員、  
4番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をしまして、7番が報  
告いたします。

申請人 HTさんは、伊佐市菱刈荒田に居住されています。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈荒田字島崎2615番1で、地目は田、地  
積は762㎡です。

周囲の状況は、宅地化が進み宅地が並んだところになっております。

申請地の位置として、本城小学校から南へ約1.5km位に位置し、南側は宅地、西側は山林、北側も宅地、西側は道路であります。

非農地となった時期及び理由としましては、平成9年に住宅を建築し現在居住しています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で私の報告を終わります。

議長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

議長 整理番号2番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第5号「非農地証明願」についてのうち、整理番号2番につきまして去る5月24日、申請人の代理人 KTさん立会いのもと、8番推進委員、11番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をしましてので、10番が報告いたします。

申請人 NTさんは、京都市左京区一条寺に居住されています。

申請地の所在地は、伊佐市大口篠原字肥シ113番13外2筆で、地目は畑2筆、田1筆で、地積は合計313㎡です。

周囲の状況は、水田と宅地となっており、非農地となった時期及び理由としましては、平成3年12月にNさんの叔母さんが、大阪から伊佐市に移住されて、家を新築されたとのことであります。

申請地の位置として、大口中央中学校より南へ約500m位に位置し、北

側は田、東側も田、西側は宅地、南側は畑であります。

調査の結果、この申請については家が新築され28年が経過しており、3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、地積図、委任状等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたします。以上で私の報告を終わります。

議 長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 整理番号3番について、9番農業委員の報告を求めます。

9 番 議案第5号「非農地証明願」についてのうち、整理番号3番につきまして  
農 業 委 員 去る5月24日、申請人の代理人 T行政書士立会いのもと、1番推進委員、私9番農業委員の2名で共同調査をしましてので、2番が報告いたします。

申請人 MSさんは、伊佐市菱刈前目に居住されています。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈前目字星熊原2799番1で、地目は畑、地積は756㎡です。

申請理由として、平成2年に木造平屋建ての住居及び車庫を建築したもので、申請地の位置として、菱刈中学校より東へ約500m位に位置し、東側は畑、北側は宅地、西側も宅地、北側は道路を挟み宅地になつとります。

調査の結果、この申請については住居を建築し25年が経過していることから、2名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図、委任状等が

提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で私の報告を終わります。

議 長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号3番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号3番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 議案第5号「非農地証明願」3件申請のうち3件の許可が決定いたしました。

議 長 その他。事務局お願いします。

事 務 局 総会資料の最終ページをお開きください。5月の月例報告をします。  
10日、5月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。  
24日、現地調査を一斉にしております。30日、本日ですが第3回農業委員会の総会です。  
6月の行事予定ですが、5日に6月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。25日が現地調査です。28日が第4回の農業委員会の総会です。  
月例報告は以上です。

議 長 他にないでしょうか。

(「なし」という声、多数あり。)

事 務 局 これで、令和元年度 第3回農業委員会総会を終わります。  
姿勢を正してください。

一同礼。

おつかれ様でした

【終了時間 午前11時20分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 ..... 会 長 .....

伊佐市農業委員 ..... 6 番 .....

伊佐市農業委員 ..... 7 番 .....